

## 新型複利定期預金

平成28年11月現在

| 商品名<br>(愛称)                           | 新型複利定期預金   |
|---------------------------------------|--|
| ◇販売対象                                 | 個人の方のみ。  |
| ◇期 間                                  | 最長5年(据置期間6ヵ月)  |
| ◇預 入<br>(1)預入方法<br>(2)預入金額<br>(3)預入単位 | 証書式および通帳式(総合口座定期含む)<br>1万円以上～1,000万円以内<br>1円単位   |
| ◇払戻方法                                 | 満期日以後に一括してお支払いします。<br>6ヵ月の据置期間経過後、随時、全額または一部払戻し<br>できます。<br>但し、一部払戻しは、1万円以上1円単位とさせていただきます  |
| ◇利 息<br>(1)適用金利<br>(2)利払方法<br>(3)計算方法 | 固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します)<br>300万円未満と300万円以上による金利階層別利率を適用<br>します。<br>預入日から払戻日の前日までの日数および預入期間に応じた<br>利率により元金とともにお支払いいたします。<br>払戻しの際には、預入期間に応じた利率で、預入日から半年<br>複利で利息計算いたします。 |
| ◇中途解約                                 | 据置期間(6ヵ月)内に解約する場合には、解約日の普通預金<br>利率により計算した中途解約利息とともに払戻しいたします。   |
| ◇税 金                                  | 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。<br>(ただし、マル優を利用の場合は除きます)<br>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われ<br>る利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%<br>(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。                  |
| ◇手数料                                  | —  |
| ◇付加できる<br>特約事項                        | 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。<br>マル優の取扱いができます。  |
| ◇金利情報の<br>入手方法                        | 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へ<br>ご照会ください。  |
| ◇苦情処理措置・<br>紛争解決措置                    | 苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括<br>部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120<br>-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出<br>ください。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>◇苦情処理措置・紛争解決措置</p> | <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p> |
| <p>◇その他参考となる事項</p>    | <p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>   |